

令和 5(2023)年度  
二国間交流事業 共同研究・セミナー  
事務取扱の手引 Appendix.  
国(対応機関)・事業別概要  
〈Version 2023.1〉

- 各事業を実施する前に、それぞれの事業に対応する表を確認の上、使用可能な経費や注意事項を確認してください。
- A 枠対応機関によっては、採用年度により使用可能な経費が異なる場合があります。その場合は、複数の表が存在しますので、備考欄で採用年度を確認の上、適切な表を参照してください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い委託期間を延長した令和 4(2022)年度契約課題の委託費の取扱いについては、令和 4(2022)年度の事務取扱の手引を確認してください。

## 内容

<表の見方> .....	2
【エジプト】科学技術イノベーション基金 (Science, Technology and Innovation Funding Authority: STDF) .....	3
【南アフリカ】国立研究財団 (National Research Foundation: NRF) .....	4
【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会 (University Grants Commission of Bangladesh: UGC) .....	5
【中国】中国科学院 (Chinese Academy of Sciences: CAS) .....	6
【中国】中国社会科学院 (Chinese Academy of Social Sciences: CASS) .....	7
【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC) .....	8
【インド】科学技術庁 (Department of Science and Technology: DST) .....	9
【インド】インド社会科学研究評議会 (Indian Council of Social Science Research: ICSSR) .....	11
【インドネシア】教育文化研究技術省高等教育研究技術総局 (Directorate General of Higher Education, Research, and Technology, Ministry of Education, Culture, Research, and Technology: DGHERT) .....	12
【インドネシア】インドネシア科学院 (Indonesian Institute of Sciences: LIPI) .....	13
【イスラエル】イスラエル科学財団 (Israel Science Foundation: ISF) .....	14
【フィリピン】科学技術省 (Department of Science and Technology: DOST) .....	15
【韓国】韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea: NRF) .....	16
【シンガポール】シンガポール国立大学 (National University of Singapore: NUS) .....	17
【タイ】タイ学術研究会議 (National Research Council of Thailand: NRCT) .....	18
【トルコ】トルコ科学技術研究機構 (The Scientific and Technological Research Council of Turkey: TÜBİTAK) .....	19
【ベトナム】科学技術省 (Ministry of Science and Technology: MOST) .....	20
【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー (Vietnam Academy of Science and Technology: VAST) .....	21
【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院 (Royal Society of New Zealand: RSNZ) .....	22
【オーストリア】オーストリア科学財団 (Austrian Science Fund: FWF) .....	23
【ベルギー】学術研究財団(ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique-FNRS: F.R.S.-FNRS) .....	24
【ベルギー】学術研究財団(フランダース) (Research Foundation - Flanders: FWO) .....	25
【チェコ】チェコ科学アカデミー (Czech Academy of Sciences: CAS) .....	26
【フィンランド】フィンランドアカデミー (Academy of Finland: AF) .....	27
【フランス】国立保健医学研究所 (Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale: Inserm) .....	28
【フランス】ヨーロッパ・外務省－高等教育・研究・イノベーション省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs - Ministry of Higher Education, Research, and Innovation: MEAE-MESRI) .....	29
【ドイツ】ドイツ学術交流会 (German Academic Exchange Service: DAAD) .....	30
【ドイツ】ドイツ研究振興協会 (German Research Foundation: DFG) .....	31
【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー (Hungarian Academy of Science: HAS) .....	32
【イタリア】イタリア学術研究会議 (The National Research Council of Italy: CNR) .....	33
【リトアニア】リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania: RCL) .....	34
【オランダ】オランダ科学研究機構 (Netherlands Organisation for Scientific Research: NWO) .....	35
【ポーランド】ポーランド科学アカデミー (Polish Academy of Sciences: PAN) .....	36
【スロベニア】教育科学スポーツ省 (Ministry of Education, Science and Sport: MESS) .....	37
【英国】王立協会 (The Royal Society) .....	38
【オープンパートナーシップ】共同研究/ セミナー/ セミナー(大学間連携) (OP) .....	39

<表の見方>

日本側と相手国側の経費分担方法

(委託費で日本側の経費を全て負担できる場合と、相手国側と経費を分担する場合、等がありますので、下記の詳細と併せてご確認ください。)

		共同研究		セミナー		
				相手国開催	日本開催	
事業名称		事業名称(和文)(英文)				
実施期間 (セミナーは本会合)		全実施期間		本会合の実施期間		
		採用初年度の開始可能日		本会合の開催可能日		
参加者の渡航受入条件		下記事業は、年間の渡航・受入日数に制限があります。 インド DST、フランス Inserm、ポーランド PAN				
第三国からの参加者		参加は認められません。		若干名の参加は可能ですが、委託費で経費を負担することはできません。なお、中国 CAS、中国 NSFC は参加可能な人数の上限が定められています。		
振興会から支給する委託費	総額		委託費総額の上限額			
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	委託費で負担可能な外国旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復交通費」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。		
			国内旅費	委託費で負担可能な国内旅費(交通費、日当、宿泊費等)		
	旅費以外	留意事項	相手国側参加者等	委託費で負担可能な相手国側参加者の旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復交通費」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。	—	※共同研究と同じ
			会議費(セミナー)	—	日本で準備会・整理会の実施が可能です。	委託費に本会合の開催経費が含まれます。 日本で準備会・整理会の実施が可能です。
	海外旅行傷害保険		当該欄に記載がある場合のみ、委託費での負担が可能です。			
相手国側から日本側参加者等に対する支給経費		相手国側対応機関が負担する日本側参加者の旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復交通費」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。				
備考						

※表中のハイフン(—)は、募集対象外、あるいは、振興会支給経費の対象外であることを意味します。  
※会計年度は国によって日本と異なる場合があります。

**【エジプト】科学技術イノベーション基金 (Science, Technology and Innovation Funding Authority: STDF)**

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				エジプト開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とエジプト科学技術イノベーション基金との二国間交流事業 (共同研究・セミナー) Japan-Egypt Research Cooperative Program between JSPS and STDF							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度8月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度6月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度6月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 250万円、2年間以内の場 合は500万円。		総額の上限額は150万 円。		総額の上限額は150万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、 等		—		
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		—		
	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。						
	旅費以外	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)
海外旅行傷害保険			日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はSTDF が負担。		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はSTDF が負担。		
STDFから日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>エジプト側代表者は採用決定後に別途エジプト関連省庁における諸手続きを行う必要があります。諸手続きの完了がSTDFからの経費支援の条件になります。</li> <li>エジプト側の支給額は、共同研究は1件あたり年間145,000エジプトポンド以内です。また、セミナーは1件あたり85,000エジプトポンド以内です。</li> </ul>							

【南アフリカ】国立研究財団 (National Research Foundation: NRF)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				南アフリカ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と南アフリカ国立研究財団との二国間交流事業(共同研究) Japan-NRF Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
	旅費以外	留意事項		用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。			
		留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—
海外旅行傷害保険			日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はNRFが負担。		—		—		
NRFから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>南アフリカ側の共同研究期間は採用年の1月～採用翌年の12月です。</li> <li>南アフリカ側の支給額は、1件あたり全実施期間で900,000ランド以内です。</li> </ul>							

【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会 (University Grants Commission of Bangladesh: UGC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				バングラデシュ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とバングラデシュ大学助成委員会との二国間交流事業(共同研究) JSPS-UGC Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
			会議費(セミナー)	—		—		—	
海外旅行傷害保険			相手国側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—		
UGCから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、保険料等		—		—			
備考		・バングラデシュ側の支給額は、1件あたり、全実施期間が1年間の場合は11,765アメリカドル、2年間以内の場合は23,529アメリカドル以内です。							

【中国】中国科学院 (Chinese Academy of Sciences: CAS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国科学院との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-CAS Joint Research Program/Joint Seminar							
実施期間 (セミナーは本会合)		3年間		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 450万円。		総額の上限額は 120万 円。		総額の上限額は 120万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		相手国目的地までの往復 交通費、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
		会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。			
CAS から日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		—			
備考		・中国側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり 150,000 円以内、かつ、総額の 上限額は全実施期間で 450,000 円。また、セミナーは1件あたり 100,000 円以内です。							

【中国】中国社会科学院（Chinese Academy of Social Sciences: CASS）

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国社会科学院との二国間交流事業（共同研究） JSPS-CASS Joint Research Program							
実施期間 （セミナーは本会合）		1年以上2年9ヶ月以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は150万円、2年間以内の場合は300万円、2年9ヶ月以内の場合は450万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
海外旅行傷害保険		会議費（セミナー）	—		—		—		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はCASSが負担。		—		—		
CASSから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—			

【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国国家自然科学基金委員会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-China Scientific Cooperation Program between JSPS and NSFC							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年9ヶ月		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で450万円。		総額の上限額は120万 円。		総額の上限額は120万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		相手国目的地までの往復 交通費、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
		会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はNSFC が負担。		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はNSFC が負担。			
NSFCから日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		—			
備考		・中国側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で200,000円以内。また、セミナーは1件あたり60,000~120,000円以内です。(セミナーの規模や必要費用に応じて、200,000円を上限として増額される可能性があります。)							

【インド】科学技術庁 (Department of Science and Technology : DST)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				インド開催		日本開催			
事業名称		日印自然科学協力事業 Japan-India Cooperative Scientific Programme between JSPS and DST							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	<b>【R3 採用分まで】</b> 採用年度 4月1日 から同年 12月31日 までの間 <b>【R4 採用分】</b> 採用年度 6月1日 から同年 12月31日 までの間 <b>【R5 採用分】</b> 採用年度 6月1日 から翌年 3月31日 までの間	開催 可能日	採用年度 6月1日 から翌年 3月31日 までの間	開催 可能日	採用年度 6月1日 から翌年 3月31日 までの間		
参加者の渡航受入条件		DST では年度あたりの渡航回数・人数を制限しています。詳細はインド側代表者からDST に確認してください。							
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 100 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 100 万円、2 年間以内の場合は 200 万円。		総額の上限額は 150 万円。		総額の上限額は 150 万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		相手国目的地までの往復交通費、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
		会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び整理会 (各 1 回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会 (2 回以内)、整理会 (1 回以内)	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は DST が負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は DST が負担。			
DST から日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等 (備考欄もご確認ください)		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等 (備考欄もご確認ください)		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・インド側の共同研究の開始日は採用年度の 6 月 1 日から 3 月 31 日の間となり、実施期間は 24 か月以内となります。</li> <li>・インド側代表者は採用決定後、予算承認のための書類を DST に提出することになっています。この予算承認を受けた課題からインド側の事業が開始可能となります。よって、インド側の開始時期は課題により異なりますのでご注意ください。</li> <li>・インド側参加者が来日する際は、利用する航空会社に制限が設けられている場合があ</li> </ul>							

	<p>りますのでご注意ください。また、日本側参加者等がインドに渡航する場合、DST から受給できる滞在費等や国内旅費に制限がありますので、詳細はインド側代表者から DST に確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ DST の経費は以下のものに使用できます。<ul style="list-style-type: none"><li>- インド側研究者・・・日本・インド間の航空運賃</li><li>- 日本側研究者・・・インド滞在中の交通費、日当、宿泊料、等。ただし、インド国内の都市間の移動に関する航空運賃は含まない。</li></ul></li></ul>
--	--

**【インド】インド社会科学研究評議会 (Indian Council of Social Science Research: ICSSR)**

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				インド開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とインド社会科学研究評議会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-ICSSR Joint Research Program/Joint Seminar							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内 初年度開始時期 採用年度4月1日から翌年3月31日までの間		1週間以内 開催可能日 採用年度4月1日から翌年3月31日までの間		1週間以内 開催可能日 採用年度4月1日から翌年3月31日までの間			
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度120万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は120万円、2年間以内の場合は240万円。		総額の上限額は120万円。		総額の上限額は120万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		相手国目的地までの往復交通費、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
		会議費(セミナー)		—		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はICSSRが負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はICSSRが負担。			
ICSSRから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—			
備考		・インド側の支給額は、1件・各年度あたり700,000インドルピー以内です。また、セミナーは1件あたり700,000インドルピー以内です。							

**【インドネシア】教育文化研究技術省高等教育研究技術総局 (Directorate General of Higher Education, Research, and Technology, Ministry of Education, Culture, Research, and Technology: DGHERT)**

日本側が両国参加者の経費を、インドネシア側がそのうちの一部を負担します。

		共同研究		セミナー				
				インドネシア開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とインドネシア教育文化研究技術省高等教育研究技術総局との 二国間交流事業(共同研究) JSPS-DGHERT Joint Research Program						
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上3年以内	-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-	
参加者の渡航受入条件		-		-		-		
第三国からの参加者		-		-		-		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円、3年間以内の場合は750万円。		-		-	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		-		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		
		相手国側参加者等		日本目的地までの往復国際航空運賃、日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等(ただし、1名分の往復国際航空運賃はインドネシア側が負担する)		-		-
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
留意事項		会議費(セミナー)		-		-		
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-
DGHERT から日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インドネシア側の支給額は、1件・各年度あたり6,000万ルピア以内です。</li> <li><b>【R4 採用分まで】</b></li> </ul> 対応機関の名称は「教育文化省高等教育総局 (Directorate General of Higher Education, Ministry of Education and Culture: DGHE)」から変わりましたが、書類提出においては、引き続き「DGHE」の略称名を使用してください。						

【インドネシア】インドネシア科学院 (Indonesian Institute of Sciences : LIPI)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー				
				インドネシア開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とインドネシア科学院との二国間交流事業(共同研究) JSPS-LIPI Joint Research Program						
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—		—		
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日から同年 12月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		—		—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 400万円。		—		—	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		—	
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		—	
	相手国側参加者等		—		—		—	
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
		会議費 (セミナー)		—		—		—
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—		—		
LIPI から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—		
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インドネシア側の共同研究開始日は、採用年の 1 月 1 日～12 月 31 日までの間で す。</li> <li>・ インドネシア側の経費は、各共同研究に対し、政府予算と規程に基づいて支給されま す。</li> <li>・ 対応機関の名称は BRIN (National Research and Innovation Agency, Republic of Indonesia) に変わりましたが、書類提出においては、引き続き「LIPI」の略称名を使用し てください。</li> </ul>						

【イスラエル】イスラエル科学財団 (Israel Science Foundation: ISF)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				イスラエル開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とイスラエル科学財団との二国間交流事業(共同研究) JSPS-ISF Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
	旅費以外	留意事項		用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。			
		会議費(セミナー)		-		-		-	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はISFが負担。		-		-			
ISFから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-			
備考		・イスラエル側の支給額は、1件あたり全実施期間で38,000NIS以内です。							

【フィリピン】科学技術省 (Department of Science and Technology: DOST)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フィリピン開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフィリピン科学技術省との二国間交流事業(共同研究) JSPS-DOST Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
			会議費 (セミナー)	-		-		-	
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
DOSTから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		・フィリピン側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり1,250,000フィリピン・ペソ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で2,500,000フィリピン・ペソです。							

【韓国】韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea: NRF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー本会合の開催経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				韓国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と韓国研究財団との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Korea Basic Scientific Cooperation Program between JSPS and NRF							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 240万円。		総額の上限額は 120万 円。		総額の上限額は 120万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		-		-		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
		会議費 (セミナー)	-		日本開催の準備会及び 整理会(各 1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)		
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		- ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。			
NRF から日本側参加者等 に対する支給経費		-		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		-			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国側の共同研究実施期間は、1年間又は2年間です。</li> <li>韓国側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり 15,000,000 ウォン 以内、かつ、総額は全実施期間で 30,000,000 ウォン以内です。また、セミナーは1件あたり 8,000,000 ウォン以内です。</li> </ul>							

**【シンガポール】シンガポール国立大学 (National University of Singapore : NUS)**

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				シンガポール開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とシンガポール国立大学との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-NUS Joint Research Program/Joint Seminar						
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		-		-		-		
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。	総額の上限額は250万円。		総額の上限額は250万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費 相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		
		国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		-		-			
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
		会議費(セミナー)		-	日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-	
NUSから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-		
備考		・シンガポール側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり38,000シンガポールドル以内、かつ、総額は全実施期間で76,000シンガポールドル以内です。また、セミナーは1件あたり38,000シンガポールドル以内です。						

【タイ】タイ学術研究会議 (National Research Council of Thailand: NRCT)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				タイ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とタイ学術研究会議との二国間交流事業(共同研究) JSPS-NRCT Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上3年以内		—		—			
		初年度 開始時期	<b>【R3 採用分まで】</b> 採用年度4月1日 から翌年3月31日 までの間 <b>【R4 採用分から】</b> 採用年度4月1日	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円、3年間以内の場合は750万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
		会議費(セミナー)		—		—		—	
海外旅行傷害保険		<b>【R2 採用分まで】</b> 相手国側参加者等の海外旅行傷害保険 <b>【R3 採用分から】</b> 日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—			
NRCTから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—			
備考		・ タイ側の共同研究開始時期は、採用年の1月です。 ・ タイ側の支給額は、1件・各年度あたり650,000バーツ以内です。このうち日本側参加者等のタイ滞在中の交通費・日当・宿泊料等は60,000バーツ以内です。							

【トルコ】トルコ科学技術研究機構 (The Scientific and Technological Research Council of Turkey: TÜBİTAK)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				トルコ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とトルコ科学技術研究機構との二国間交流事業(共同研究) JSPS-TÜBİTAK Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度5月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
			会議費 (セミナー)	-		-		-	
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
TÜBİTAK から日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		・トルコ側の支給額は、1件あたり全実施期間で1,000,000トルコリラ以内です。							

【ベトナム】科学技術省 (Ministry of Science and Technology: MOST)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー				
				ベトナム開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とベトナム科学技術省との二国間交流事業(共同研究) JSPS-MOST Joint Research Program						
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—		—		
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		—		—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		—		—	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費		相手国目的地までの往復交通費、等		—	
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	旅費以外 留意事項	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
		会議費 (セミナー)		—		—		—
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は MOST が負担。		—		—		
MOST から日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
備考								

【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー（Vietnam Academy of Science and Technology: VAST）

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ベトナム開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とベトナム科学技術アカデミーとの二国間交流事業（共同研究） JSPS-VAST Joint Research Program							
実施期間 （セミナーは本会合）		1年以上3年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円、3年間以内の場合は750万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
		留意事項	会議費（セミナー）	—		—		—	
海外旅行傷害保険			日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はVASTが負担。		—		—		
VASTから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—			
備考									

【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院 (Royal Society of New Zealand: RSNZ)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ニュージーランド開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とニュージーランド王立学士院との二国間交流事業(共同研究) Japan-New Zealand Research Cooperative Program between JSPS and RSNZ							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
		会議費 (セミナー)	—		—		—		
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はRSNZが負担。		—		—	
RSNZから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		・ニュージーランド側の支給額は、1件・各年度あたり30,000ニュージーランドドル以内です(GSTを除く)。							

**【オーストリア】オーストリア科学財団 (Austrian Science Fund: FWF)**

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー本会合の開催経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				オーストリア開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とオーストリア科学財団との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Austria Research Cooperative Program between JSPS and FWF							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		総額の上限額は250万円。		総額の上限額は250万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、等		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		-		-		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
		会議費(セミナー)		-		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFWFが負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		- ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFWFが負担。			
FWFから日本側参加者等に対する支給経費		-		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストリア側の支給額は、共同研究については、研究課題毎に支給額が異なります。セミナーは1件あたり10,000ユーロ以内です。</li> <li>・オーストリア側のみ、最長3年間の実施期間が認められる可能性があります。ただし、研究に関連する適切な延長理由があり、かつ経費支給の正当性が認められる場合に限りです。</li> <li>・オーストリア側の共同研究に関する詳細 <a href="https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/fwf-programmes/international-programmes/joint-projects/">https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/fwf-programmes/international-programmes/joint-projects/</a> <a href="https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-projects-era-nets/">https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-projects-era-nets/</a></li> <li>・オーストリア側のセミナーに関する詳細 <a href="https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-seminars/">https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-seminars/</a></li> </ul>							

【ベルギー】学術研究財団(ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique-FNRS:F.R.S.-FNRS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ベルギー開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とベルギー学術研究財団(ワロニー)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Belgium Research Cooperative Program between JSPS and F.R.S.-FNRS							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4.表3」を参照。					
			会議費 (セミナー)	-		-		-	
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
F.R.S.-FNRS から日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		・ベルギー側の支給額は、1件・各年度あたり7,500ユーロ以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で15,000ユーロ以内です。							

【ベルギー】学術研究財団(フランダース)(Research Foundation - Flanders: FWO)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー				
				ベルギー開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とベルギー学術研究財団(フランダース)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Flanders Research Cooperative Program between JSPS and FWO						
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—		
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		—		—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—	
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		—	
	相手国側参加者等		—		—		—	
	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
	旅費以外	留意事項	会議費(セミナー)		—		—	
海外旅行傷害保険			日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は FWO が負担。		—			
FWO から日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—		
備考		・ベルギー側の支給額は、日当 66 ユーロ(1月あたり最大 1,650 ユーロ)及び交通費となります。 【参照】 <a href="https://www.fwo.be/media/1023717/fwo-gemachtigde-kantoren-reisagentschappen_20190829.pdf">https://www.fwo.be/media/1023717/fwo-gemachtigde-kantoren-reisagentschappen_20190829.pdf</a>						

【チェコ】チェコ科学アカデミー（Czech Academy of Sciences: CAS）

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				チェコ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とチェコ科学アカデミーとの二国間交流事業（共同研究） Japan-Czech Republic Research Cooperative Program between JSPS and CAS							
実施期間 （セミナーは本会合）		2年間		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
留意事項		会議費（セミナー）	—		—		—		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—		
CAS から日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェコ側の共同研究期間は採用年の 1 月 1 日～採用翌年の 12 月 31 日です。</li> <li>・ チェコ側の支給額は、1 件あたり全実施期間で 1,000,000 チェコ・コルナ以内です。</li> </ul>							

**【フィンランド】フィンランドアカデミー (Academy of Finland:AF)**

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フィンランド開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフィンランドアカデミーとの二国間交流事業(共同研究) Japan-Finland Research Cooperative Program between JSPS and AF							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4.表3」を参照。					
		会議費 (セミナー)	—		—		—		
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
AFから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		—		—		—			

【フランス】国立保健医学研究所 (Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale :Inserm)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				フランス開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とフランス国立保健医学研究所との二国間交流事業(セミナー) Japan-France Research Cooperative Program between JSPS and Inserm						
実施期間 (セミナーは本会合)		—		2～3日		—		
		初年度 開始時期	—	開催 可能日	採用年度 4月1 日から同年 12月 31日までの間	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件		—		日本側、フランス側参加者 (代表者を含む)が各 10名 まで。		—		
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		—		
振興会から支給する委託費	総額		—		総額の上限額は 250 万円。		—	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		—	
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		—	
	相手国側参加者等		—		—		—	
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
		会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		—	
海外旅行傷害保険			—		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
Inserm から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—		
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フランス側代表者及び参加者は Inserm で勤務している者とします。</li> <li>・ フランス側の支給額は、1件あたり 12,000 ユーロ以内です。</li> </ul>						

【フランス】ヨーロッパ・外務省－高等教育・研究・イノベーション省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs – Ministry of Higher Education, Research, and Innovation : MEAE-MESRI)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フランス開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフランスヨーロッパ・外務省-高等教育・研究・イノベーション省との 二国間交流事業 (SAKURA プログラム) Japan-France Integrated Action Program (SAKURA)							
実施期間 (セミナーは本会合)		1 年以上 2 年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 100 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 100 万円、2 年間以内の場合は 200 万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
		会議費 (セミナー)	-		-		-		
海外旅行傷害保険			日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-		
MEAE-MESRI から日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フランス側の共同研究期間は、採用年の 2 月～採用翌年の 12 月 31 日です。</li> <li>・ フランス側の支給額は、1 件・各年度あたり 6,000 ユーロ以内です。</li> <li>・ フランス側代表者から“Guideline for Good Practice”等の文書に署名を求める場合がありますが、MEAE-MESRI 及び振興会が求めているものではありません。日本側代表者は、署名の前にフランス側代表者並びに日本側参加者及び所属機関とよく協議を行ってください。</li> </ul>							

【ドイツ】ドイツ学術交流会 (German Academic Exchange Service: DAAD)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ドイツ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とドイツ学術交流会との二国間交流事業(共同研究) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DAAD							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は200万円、2年間以内の場合は400万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
			会議費 (セミナー)	—		—		—	
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
DAADから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ側の共同研究期間は最長24ヶ月で、採用年の1月1日から12月31日までの間に開始されることとなります。</li> <li>・ドイツ側の支給額の総額は全実施期間が1年間の場合は15,000ユーロ、2年間以内の場合は30,000ユーロ以内です。</li> </ul>							

**【ドイツ】ドイツ研究振興協会 (German Research Foundation: DFG)**

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				ドイツ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とドイツ研究振興協会との二国間交流事業(セミナー) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DFG							
実施期間 (セミナーは本会合)		—	—	1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	—	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		—		総額の上限額は 250 万円。		総額の上限額は 250 万円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	—		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		—	
			国内旅費	—		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
		相手国側参加者等		—		—		—	
	旅費以外 留意事項	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
		会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・ セミナー本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
海外旅行傷害保険		—		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—			
DFG から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—			
備考									

【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー（Hungarian Academy of Science: HAS）

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ハンガリー開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とハンガリー科学アカデミーとの二国間交流事業（共同研究） Japan-Hungary Research Cooperative Program between JSPS and HAS							
実施期間 （セミナーは本会合）		2年間		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1日	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		—		—		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		—		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
	旅費内訳	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在 費 ※滞在費単価： 14,000 円/ 日（24 日以内）、336,000 円 /月（25 日～1 ヶ月以上） 1 ヶ月を超える計算につい ては、336,000 円を上限とし て 14,000 円 × 日数を加算 する。		—		—	
	旅費以外	使用		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
留意事項	会議費 （セミナー）		—		—		—		
	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は HAS が 負担。		—		—		
HAS から日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—		—			
備考		・ 相手国での日当・宿泊料（＝滞在費）はハンガリー側の各受入機関の規定額となります。							

【イタリア】イタリア学術研究会議 (The National Research Council of Italy: CNR)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				イタリア開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とイタリア学術研究会議との二国間交流事業(共同研究) Japan-Italy Research Cooperative Program between JSPS and CNR							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日から同年 12月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 240万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	旅費以外 留意事項	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
			会議費 (セミナー)	—		—		—	
海外旅行傷害保険			—		—		—		
CNR から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>イタリア側の共同研究期間は採用年の 1 月～採用翌年の 12 月です。</li> <li>イタリア側の支給額は、1 件・各年度あたり 8,000 ユーロ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で 16,000 ユーロ以内。</li> </ul>							

**【リトアニア】リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania: RCL)**

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				リトアニア開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とリトアニア研究評議会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Lithuania Research Cooperative Program between JSPS and RCL							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で500万円。		総額の上限額は250万 円。		総額の上限額は250万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、 等		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
		会議費 (セミナー)		-		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はRCLが 負担。		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		- ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はRCLが 負担。			
RCLから日本側参加者等 に対する支給経費		-		-		-			
備考		・リトアニア側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間 80,000 ユーロ以内。また、セミナーは1件あたり 20,000 ユーロ以内です。							

【オランダ】オランダ科学研究機構（Netherlands Organisation for Scientific Research: NWO）

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				オランダ開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とオランダ科学研究機構との二国間交流事業(セミナー) Japan-Netherlands Research Cooperative Program between JSPS and NWO						
実施期間 (セミナーは本会合)		—	—	1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	—	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費		総額		—		総額の上限額は 250 万円。		
旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費		—		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		
		国内旅費		—		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		—	
旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・ セミナー本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
	海外旅行傷害保険		—		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
NWO から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—		
備考		・ オランダ側の支給額は、1 件あたり 15,000 ユーロ以内です。						

**【ポーランド】ポーランド科学アカデミー (Polish Academy of Sciences: PAN)**

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				ポーランド開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とポーランド科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Poland Research Cooperative Program between JSPS and PAN						
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度 4月1日	開催 可能日	採用年度 4月1日 から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1日 から翌年 3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		各年度の日本側参加者等派遣、相手国側参加者等受入の総滞在日数は原則各50人・日以内。		日本側参加者等の相手国滞在期間の総計は原則50人・日以内。		相手国側参加者等の日本滞在期間の総計は原則50人・日以内。		
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で500万円。		総額の上限額は250万円。		総額の上限額は250万円。	
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		相手国目的地までの往復交通費、等		—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在費 ※滞在費単価: 14,000円/日(24日以内)、336,000円/月(25日~1ヶ月以上) 1ヶ月を超える計算については、336,000円を上限として14,000円×日数を加算する。		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等 ※滞在費単価: 14,000円/日(24日以内)	
	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
	旅費以外 留意事項	会議費(セミナー)	—		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
海外旅行傷害保険		相手国側参加者等の海外旅行傷害保険		—		相手国側参加者等の海外旅行傷害保険		
PANから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、保険料等		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、保険料等		—		
備考		・ポーランド側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり13,500ズロチ以内、かつ、総額は全実施期間で27,000ズロチ以内です。また、セミナーは1件あたり13,500ズロチ以内です。						

【スロベニア】教育科学スポーツ省 (Ministry of Education, Science and Sport: MESS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				スロベニア開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とスロベニア教育科学スポーツ省との二国間交流事業(共同研究) Japan-Slovenia Research Cooperative Program between JSPS and MESS							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は200万円、2年間以内の場合は400万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	旅費以外 留意事項	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
			会議費 (セミナー)	-		-		-	
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
MESSから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		・スロベニア側の支給額は、全実施期間が1年間の場合は6,000ユーロ以内、2年間以内の場合は12,000ユーロ以内です。							

【英国】王立協会 (The Royal Society)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				英国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と英国王立協会との二国間交流事業(共同研究) Japan-UK Research Cooperative Program between JSPS and The Royal Society							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 400 万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	旅費以外	留意事項		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
留意事項		会議費(セミナー)	—		—		—		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—		
The Royal Society から日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>英国側の共同研究期間は 2 年間で、採用年の 3 月 10 日までに開始されることとなります。</li> <li>英国側の支給額は、1 件あたり全実施期間(2 年)で総額 12,000 ポンド以内です。</li> </ul>							

**【オープンパートナーシップ】共同研究/ セミナー/ セミナー(大学間連携) (OP)**

日本側参加者等に係る経費のみを負担します。

		共同研究		セミナー/セミナー(大学間連携)					
				相手国開催		日本開催			
事業名称		オープンパートナーシップ共同研究/ セミナー/ セミナー(大学間連携) JSPS Bilateral Open Partnership Joint Research Projects/Joint Seminars/ Joint Seminars(Interuniversity Cooperation)							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 200万円、2年間以内の場 合は400万円。		【セミナー】 総額の上限額は200万 円。 【セミナー(大学間連携)】 総額の上限額は300万 円。		【セミナー】 総額の上限額は200万 円。 【セミナー(大学間連携)】 総額の上限額は300万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、 等		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	用途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。						
	旅費以外 留意事項	会議費 (セミナー)		-		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		-	
相手国から日本側参加者等 に対する支給経費		-		-		-			
備考									